

芽室町省エネ化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芽室町内における2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、本町における二酸化炭素排出量の排出量削減を目的とした省エネ家電への買い換えを促進する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)省エネ型電気冷蔵庫 経済産業省が定める統一省エネラベル（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第165条に基づき提供される情報をいう。）において、目標年度（省エネ基準を達成しなければならない年度をいう。）である2021年度における達成率が100%以上（省エネマークが緑色）の新品の電気冷蔵庫をいう。

(2)住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項の「住宅」をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象とする経費は、新品の省エネ型電気冷蔵庫（以下「新品冷蔵庫」という。）の購入に係る経費とする。ただし、運搬及び設置費用並びに特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第11条に規定する料金を除いた額とする。

2 本補助事業の申請は、同一年度内において1台とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に該当する者とする。

- (1)町内に住所を有する者
- (2)本町が徴収する税、使用料等を滞納していない者（世帯員を含む。）
- (3)芽室町暴力団排除条例（平成25年条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下これらの者を「暴力団員等」という。）に該当する者並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有す

る者でないこと

(4) 補助金の申請を行おうとする年度において、既存の電気冷蔵庫（補助金を申請する年の10年より前に製造されたもの。）を買い換えるために、省エネ型電気冷蔵庫を購入し、自らが居住する町内の住宅に設置する者（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の4分の1の額とし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、補助金の上限額は5万円とする。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、芽室町省エネ化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に別表第1に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 補助金交付の申請期限は、当該年度の2月10日までとする。ただし、申請期限が芽室町の休日を定める条例（平成3年条例第1号）に定める町の休日の場合は、翌開庁日とする。

3 予算の範囲を超えることが見込まれる場合は、当該申請以降の申請を受け付けないものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、芽室町省エネ化推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付を受けた内容の変更）

第8条 交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた補助金について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ芽室町省エネ化推進事業補助金変更等承認申請書（第3号様式。次条において「変更等承認申請書」という。）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（1）交付決定額を変更するとき。

（2）補助金の内容を変更するとき。

（3）交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付決定者は、交付決定を受けた事業が第10条に規定する実績報告の期限までに完了の見込みが立たない場合は、あらかじめ、芽室町省エネ化

推進事業補助金繰越承認申請書（第4号様式。次条において「繰越承認申請書」という。）を町長に提出し、承認を受けなければならない。
(変更等の承認)

第9条 町長は、前条の規定による変更等承認申請書又は繰越承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、芽室町省エネ化推進事業補助金変更等承認通知書（第5号様式）により、申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、新品冷蔵庫の設置完了から30日を経過する日又は当該年度の2月20日のいずれか早い日までに、芽室町省エネ化推進事業補助金実績報告書（第6号様式。次条において「実績報告書」という。）に別表第2に規定する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、芽室町省エネ化推進事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知する。

(補助金の支払)

第12条 町長は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第13条 町長は、補助金の交付決定後に交付決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

- (1)この要綱の規定に違反したとき。
- (2)提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。
- (3)補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (4)補助金交付の目的に反して売却、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保に供したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、芽室町省エネ化推進事

業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金を町長に返還を命ずるものとする。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を町に返還しなければならない。

（手続きの代行）

第15条 第3条第1項に規定する補助対象機器を設置する事業者（以下「手続代行者」という。）は、申請者に代わって第6条、第8条及び第10条に規定する手続きを行うことができる。

2 前項の手続きを手続代行者に委任しようとする申請者は、芽室町省エネ化推進事業補助金申請等に関する委任状（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項の手続代行者が偽りその他不正な手段により当該手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を行うことができる。

4 町長は、前項の調査の結果不正行為があったと判断した場合は、第1項の申請を取消すものとする。

（状況調査）

第16条 町長は、必要に応じて補助金の交付対象となった対象設備等の設置状況等の調査を行うことができる。

2 交付決定者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月23日から施行する。

別表第1（第6条関係）

（交付申請）

事業区分	提出書類
省エネ型電気冷蔵庫	(1)町税等納入調査同意書（第10号様式） (2)経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し (3)導入する設備等の仕様が分かるカタログ等 (4)統一省エネラベルの情報が分かるカタログ又は書類等 (5)既存の電気冷蔵庫の写真及び製造年が分かる写真又は書類等 (6)その他町長が必要と認める書類

別表第2（第10条関係）

（実績報告）

事業区分	提出書類
省エネ型電気冷蔵庫	(1)対象設備等の設置状況等を撮影した写真、図面等（型番が分かる写真を含む。） (2)対象設備等の設置に係る領収書（明細が分かるもの。）及び契約書がある場合はその写し (3)家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物管理票の排出者控の写し (4)その他町長が必要と認める書類